

○ 委員長報告

1 2月定例会本会議で報告された建設委員長報告は、以下のとおりです。

平成29年12月定例会

建設委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、土砂災害対策に係る取組みについてであります。

このことについて一部の委員から、要配慮者利用施設への土砂災害対策について、県はどのように取り組んでいるのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、本県では、平成16年災害において、土石流により要配慮者利用施設が複数被災したことを踏まえ、施設がある土砂災害危険箇所への砂防施設を重点的に整備しており、平成28年度までに156か所の整備が終了している。

しかしながら、全箇所の整備には時間と多額の費用を要することから、施設利用者の命を守るため、土砂災害危険箇所がある全市町で、実効性の高い避難訓練を行ったほか、要配慮者利用施設が避難確保計画を策定するための手引などを、市町に提供したところである。

今後とも、要配慮者利用施設や、避難場所があるなど、緊急性が高い箇所を重点的に整備するとともに、避難訓練の拡充等を図り、施設利用者の安全・安心の確保に取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

第2点は、国道197号松柏トンネル建設工事の請負契約の変更についてであります。

このことについて一部の委員から、請負契約変更の理由は、膨張性地山への対応とのことであるが、事前の調査はどのように実施していたのか。また、変更後の工期内には完成するのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、事前調査については、両坑口部分のボーリング、弾性波探査等により地質状況を確認し、施工に当たっては、岩盤の強度や割れ目の状況など断面を観察して、掘削を進めていたが、全国でも珍しい膨張性の地質により、最大で50cm程度の変異が生じたことから、学識経験者等の意見を聞きながら工法を検討した。

また、工期については、残りの掘削には同じような膨張性の地質が継続すると判断して設定しており、変更後の工期内で完成できるものと考えている旨の答弁がありました。

第3点は、東予港西条地区埋立地の売却についてであります。

このことについて一部の委員から、当該埋立地の埋立や売却の経緯はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、当該埋立地は、昭和26年に四国電力が埋立免許を取得して埋立を行っていたが、昭和53年に県が埋立権を譲り受け、航路・泊地の浚渫土や山土により埋立を継続し、平成27年3月に竣工したものである。

このたび四国電力から、老朽化した西条発電所1号機のリプレース用地として購入したい旨の打診があったことから、一般競争入札により売却することとし、売却予定価格を不動産鑑定に基づく市中取引価格である6億9,300万円とし、事前公表の上で本年10月に入札を実施した結果、四国電力が7億円で落札したものである。

現在は仮契約を締結済みであり、今議会において議決を得れば、速やかに代金の納付を受け、所有権移転登記を行う予定である旨の答弁がありました。

このほか、

- ・ 県営住宅における認知症の入居者等への対応
- ・ 愛南町御荘地区における津波対策
- ・ 橋梁等道路施設の老朽化対策

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。